

平成 27 年 1 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者 代表取締役社長 当麻 茂樹
(コード番号：8303 東証第一部)

労働基準監督署からの是正勧告への対応について

当行は、平成 26 年 12 月 25 日に公表いたしましたとおり、同年 10 月 30 日に池袋労働基準監督署から時間外労働に対する割増賃金の支払いなどについての是正勧告および指導を受けましたが、今般、対応内容が決定いたしましたので、お知らせいたします。

当行では、今般の勧告および指導を真摯に受け止め、労働基準法をはじめとする法令等を順守するとともに、労働時間管理の厳正化を図るべく徹底した取り組みを行ってまいります。

1. 是正勧告および指導概要

適正な労働時間を把握するための方策を講ずるとともに、時間外労働の割増賃金の不足分は平成 25 年 4 月 1 日に遡って支払うこと。

2. 割増賃金の支払い

| | |
|------|------------------------------------|
| 対象期間 | 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日 |
| 対象者数 | 代理職 ^(※) 約 650 名 |
| 支払総額 | 約 9 億円 |
| 支払時期 | 平成 27 年 2 月 (予定) |

(※)「部長代理」、「支店長代理」、「フィナンシャルセンター長代理」などの職位の社員。

3. 改善内容

(1) 労働時間管理の厳正化

労働時間管理厳正化のため、全社員の勤怠管理システムへの勤務時間登録を義務化しております。今後は、勤務管理者が従前以上に職場の状況を把握し、事前に時間外労働の指示を明確に行うなど、管理者と被管理者のコミュニケーションを通じて勤務管理を適切に実施できる体制を構築してまいります。

(2) 時間外労働の削減

社員の時間管理意識の徹底を図るなど、時間外労働の削減に向けて継続的に取り組んでまいります。

4. 社内処分

今回の是正勧告を重大に受け止め、経営責任を明確にするため、代表取締役社長、代表取締役副社長の 2 名についてはその基本報酬 1 ヶ月について 20%の減俸、執行役員人事部長は基本報酬 1 ヶ月の 10%を自主返納することといたします。

以 上